

〔最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 四七七〕

令和六一（民集七八卷三号九二一頁）

一 宗教法人とその信者との間において締結された不起訴の合意が公序良俗に反し無効であるとされた事例
 二 宗教法人の信者らによる献金の勧誘が不法行為法上違法であるとはいえないとした原審の判断に違法があるとされた事例

（損害賠償請求事件、最高裁判所令和四年（受）第二二八号、令和六年七月一日第一小法廷判決、破棄差戻し）

〔事 実〕

1 本件は、宗教法人であるY₁（被告・被控訴人・被上告人）の信者であった亡A（原告・控訴人）がY₁に献金をしたことについて、X（上告人）が、Y₁及びその信者であるY₂（被告・被控訴人・被上告人）に対し、上記献金はY₂を含むY₁の信者らの違法な勧誘によりされたものであるなどと主張

して、不法行為に基づく損害賠償等を求める事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。
 （1）ア 亡Aは、昭和四年生まれの女性であり、昭和二八年に亡Bと婚姻し、その後三女をもうけた。亡Aには、昭和二二年に妹が一一歳で早世する、昭和三四年に亡Bの母が自殺する、平成一〇年に二女が離婚する、亡Bが重病にかかり、平成一七年八月以降、入退院を繰り返すなどの不幸な出来事があった。

イ 亡Aは、Y₁の信者であった三女の紹介により、平成一六年以降、松本信徒会（長野県松本市所在のY₁の松本教会に通う信者らによって構成される組織）が運営する施設に通い始め、遅くとも平成一七年以降、松本教会等において、Y₁の教理を学ぶようになった。その教理の中には、病氣、事故、離婚等の様々な問題の多くは怨恨を持つ霊によって引き起こされており、そのような霊の影響から脱して幸せに暮らすためには献金をして地獄にいる先祖を解怨することなどが必要であるというものがあつた。

ウ 亡Aは、平成一六年、Y₁の信者の勧めにより妹の供養祭を行い、平成二一年から平成二七年までの間、少なくとも一三回にわたり、韓国で行われたY₁の修練会において、先祖を解怨する儀式等に参加した。

(2) 亡Aは、Y₁に対し、平成一七年から平成二一年までの間、十数回にわたり合計一億五八万円を献金した。これに加えて、亡Aは、平成二〇年から平成二二年までの間、自己の所有する土地を三回にわたり合計約七二六八万円で売却し、その売得金のうち合計四八〇万円をY₁に献金した。上記の各献金(以下「本件献金」という。)は、Y₁の信者らによる献金の勧誘(以下「本件勧誘行為」という。)を受けて行われたものであった。

そして、その余の売得金は松本信徒会に預託され、平成二七年までの間に、その中から、合計約二〇六六万円が同信徒会を通じてY₁に献金され、合計約三〇四六万円が亡Aに生活費等として交付された。

(3) ア 亡Aは、平成二二年に亡Bが死亡した後、単身で生活していたところ、平成二七年八月、Xに対し、Y₁に献金をしていた事実を話した。その後、亡Aは、Y₁の信者に対し、Xに上記事実を話した旨を伝えた。

イ Y₁の信者であったCは、平成二七年一月頃、それまでにCがY₁にした献金につき、将来、Cの娘婿がY₁に返金を求めることを懸念し、松本信徒会の婦人部の部長であった

Y₂に相談したところ、公証人役場において上記返金の請求を阻止するための書類を作成する方法があることを伝えられた。亡Aは、Cから上記書類を作成する話を聞き、自身も同様の書類を作成することとした。

ウ 亡Aは、平成二七年一月、Cと共に、Y₁の信者の運転する自動車で公証人役場へ行き、公証人の面前において、Y₁の信者がその文案を作成した「念書」と題する書面に署名押印し、当該書面(以下「本件念書」という。)に公証人の認証を受けた。本件念書には、亡Aがそれまでにした献金につき、Y₁に対し、欺罔、強迫又は公序良俗違反を理由とする不当利得返還請求や不法行為に基づく損害賠償請求等を、裁判上及び裁判外において、一切行わないことを約束する旨の記載があった。

その後、亡Aは、松本教会に行き、Y₁に対して本件念書を提出し、これにより、亡AとY₁との間に本件念書による合意(以下「本件不起訴合意」という。)が成立した。その際、Y₁の信者により、亡AがY₂からの質問に答えて上記献金につき返金手続をする意思はないことを肯定する様子がビデオ撮影された。

(4) ア 亡Aは、平成二八年五月、アルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断された。

イ 亡Aは、平成二九年三月、本件訴えを提起し、令和三年七月、死亡した(原審係属中であり、同人の長女である

Xが亡Aの訴訟上の地位を承継した。

3 上記事実関係の下において、不起訴合意の成否及び有効性に關し、第一審（東京地判令和三年五月一四日民集七八卷三号一〇二一頁）は、次のように判断して、亡AのY₁及びY₂に対する損害賠償請求に係る訴えを却下した。「本件念書には、亡AのY₁に対する献金について、Y₁に対し、……不当利得返還請求及び不法行為に基づく損害賠償請求等の裁判上の請求を行わない旨の亡Aの意思表示（以下「本件意思表示」という。）が記載されており、「亡Aが、公証人の面前において本件念書に署名及び押印し、私署証書の認証を得たことが認められるから、特段の事情がない限り、作成者である亡Aの意思に基づき本件意思表示がされたものと認められる」が、「本件念書の作成経緯及び内容に照らして、本件念書により亡Aが本件意思表示を行ったとは認め難いような特段の事情があるとは認めることはできない」し、また、「本件不起訴合意を含む本件念書の内容、本件念書の作成経緯等を検討しても、本件不起訴合意が公序良俗に反するというべき事情は見当たらない」。よつて、本件不起訴合意に反して提起されたY₁及びY₂に対する上記訴えは、権利保護の利益を欠くから、これを却下する。

次いで、原審（東京高判令和四年七月七日民集七八卷三号一〇七七頁）も、第一審の判断を維持した上で、「亡Aが正常な判断能力の下で本件念書を作成し」ており、「献金を

強制されていたと認めることはできない」、Y₁が「違法な献金の勧誘をしていると認めること」もできないとして、XのY₁及びY₂に対する損害賠償請求（ただし、亡Aの承継人として請求する部分に限る。）に係る控訴を棄却した。

これに対し、Xが上告受理申立てをした。

〔判 旨〕

原判決一部破棄・差戻し。

「(1) 本件不起訴合意の有効性について

ア 特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意（以下「不起訴合意」という。）は、その効力を一律に否定すべきものではないが、裁判を受ける権利（憲法三二条）を制約するものであることからすると、その有効性については慎重に判断すべきである。そして、不起訴合意は、それが公序良俗に反する場合には無効となると、この場合に当たるかどうかは、当事者の属性及び相互の関係、不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情を総合考慮して決すべきである。

イ これを本件についてみると、亡Aは、本件不起訴合意を締結した当時、八六歳という高齢の単身者であり、その約半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診

断されたものである。そして、亡Aは、Y₁の教理を学び始めてから上記の締結までの約一〇年間、その教理に従い、一億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたり渡韓して先祖を解怨する儀式等に参加するなど、Y₁の心理的な影響の下にあった。そうすると、亡Aは、Y₁からの提案の利害得失を踏まえてその可否を冷静に判断することが困難な状態にあったというべきである。また、Y₁の信者らは、亡Aが上告人に献金の事実を明かしたことを知った後に、本件念書の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手続にも同行し、その後、亡Aの意思を確認する様子をビデオ撮影するなどしており、本件不起訴合意は、終始、Y₁の信者らの主導の下に締結されたものである。さらに、本件不起訴合意の内容は、亡Aがした一億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというものであり、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであって、上記献金の額に照らせば、亡Aが被る不利益の程度は大きい。

以上によれば、本件不起訴合意は、亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して、亡Aに対して一方的に大きな不利益を与えるものであったと認められる。したがって、本件不起訴合意は、公序良俗に反し、無効である。

(2) 本件勧誘行為の違法性について

ア 宗教団体又はその信者（以下「宗教団体等」という。）が当該宗教団体に献金するように他者を勧誘すること（以下「献金勧誘行為」という。）は、宗教活動の一環として許容されており、直ちに違法と評価されるものではない。もつとも、献金は、献金をする者（以下「寄附者」という。）による無償の財産移転行為であり、寄附者の出捐の下に宗教団体が一方的に利益を得るという性質のものであることや、寄附者が当該宗教団体から受けている心理的な影響の内容や程度は様々であることからすると、その勧誘の態様や献金の額等の事情によっては、寄附者の自由な意思決定が阻害された状態でされる可能性があるとともに、寄附者に不当な不利益を与える結果になる可能性があることも否定することができない。そうすると、宗教団体等は、献金の勧誘に当たり、献金をしないことによる害悪を告知して寄附者の不安をあおるような行為をしてはならないことはもちろんであるが、それに限らず、寄附者の自由な意思を抑圧し、寄附者が献金するか否かについて適切な判断をすることが困難な状態に陥ることがないようにすることや、献金により寄附者又はその配偶者その他の親族の生活の維持を困難にすることがないようにすることについても、十分に配慮することが求められるというべきである（法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律三条一号、二号参照）。

以上を踏まえると、献金勧誘行為については、これによ

り寄附者が献金をするか否かについて適切な判断をすること
に支障が生ずるなどした事情の有無やその程度、献金により
寄附者又はその配偶者等の生活の維持に支障が生ずるなどし
た事情の有無やその程度、その他献金の勧誘に関連する諸事
情を総合的に考慮した結果、勧誘の在り方として社会通念上
相当な範囲を逸脱すると認められる場合には、不法行為法上
違法と評価されると解するのが相当である。そして、上記の
判断に当たっては、勧誘に用いられた言辞や勧誘の態様のみ
ならず、寄附者の属性、家庭環境、入信の経緯及びその後の
宗教団体との関わり方、献金の経緯、目的、額及び原資、寄
附者又はその配偶者等の資産や生活の状況等について、多角
的な観点から検討することが求められるというべきである。

イ 本件においては、亡Aは、本件献金当時、八〇歳前後
という高齢であり、種々の身内の不幸を抱えていたことから
すると、加齢による判断能力の低下が生じていたり、心情的
に不安定になりやすかったりした可能性があることを否定で
きない。また、亡Aは、平成一七年以降、一億円を超える多
額の本件献金を行い、平成二〇年以降は、自己の所有する土
地を売却してまで献金を行っており、残りの売得金を松本信
徒会に預け、同信徒会を通じてさらに献金を行うとともに、
同信徒会から生活費の交付を受けていたのであるが、このよ
うな献金の態様は異例のものと評し得るだけでなく、その献
金の額は一般的にいえば亡Aの将来にわたる生活の維持に無

視し難い影響を及ぼす程度のものであった。そして、亡Aの
本件献金その他の献金をめぐる一連の行為やこれに関わる本
件不起訴合意は、いずれもYの信者らによる勧誘や関与を受
けて行われたものであった。

ウ これらを考慮すると、本件勧誘行為については、勧誘
の在り方として社会通念上相当な範囲を逸脱するかどうかに
つき、前記アのような多角的な観点から慎重な判断を要する
だけの事情があるというべきである。しかるに、原審は、Y
の信者らが本件勧誘行為において具体的な害悪を告知したと
は認められず、その一部において害悪の告知があったとしても
亡Aの自由な意思決定が阻害されたとは認められない、亡
Aがその資産や生活の状況に照らして過大な献金を行ったと
は認められないとして、考慮すべき事情の一部を個別に取上
げて検討することのみをもって本件勧誘行為が不法行為法上
違法であるとはいえないと判断しており、前記アに挙げた各
事情の有無やその程度を踏まえつつ、これらを総合的に考慮
した上で本件勧誘行為が勧誘の在り方として社会通念上相当
な範囲を逸脱するといえるかについて検討するという判断枠
組みを採っていない。そうすると、原審の判断には、献金勧
誘行為の違法性に関する法令の解釈適用を誤った結果、上記
の判断枠組みに基づく審理を尽くさなかった違法があるとい
うべきである。」

〔評 釈〕

判旨に賛成する。⁽¹⁾

一 本判決の意義

本判決が「特定の権利又は法律関係について裁判所に訴えを提起しないことを約する私人間の合意」と定義した不⁽²⁾起訴合意については、かねてより民事訴訟法に明文の規定が存せず、その法的な取扱いが解釈に委ねられている状況にあった。本判決は、不⁽³⁾起訴合意がある（成立している）との認定を前提としつつ最高裁が判断を示した初めての判決であり、その効力を一律に否定すべきものではないとした点に一つの意義が認められる。

また、本判決は、不⁽⁴⁾起訴合意を公序良俗に反し無効とした事例判決であるが、不⁽⁵⁾起訴合意の有効性を審査する一定の汎用性ある判断枠組みを提示した点に特徴があり、一つのモデルとして今後の学説及び実務に一定の影響を与えることが予想される。合意の訴訟上の効力に強い関心を寄せてきた法的性質の決定に係る議論と対比するならば、本判決は紋切り型で論じられがちな不⁽⁶⁾起訴合意の要件論に改めて視線を誘導する契機を持つものであると考えられる。⁽⁴⁾

こうした不⁽⁷⁾起訴合意の有効性に関する判示事項一に加え、

Y₁及びY₂による不法行為の成否に関して、本件勧誘行為が社会通念上相当な範囲を逸脱し、不法行為法上違法と評価されないとした原審の判断に違法があるとされている。この判示事項二については、直接は不法行為法に関するものであり、民事事例研究への影響は間接的であると解されるものの、慎重な判断を要しつつ一定の汎用性ある判断枠組みを提示した点で判示事項一と類似している。したがって、判示事項二についても、判示事項一の理解にとつて有意義だと思われる限りにおいて言及する。

二 不⁽⁸⁾起訴合意の許容

(1) 手続の利用を排除する合意に関する判例

広く、手続の利用を排除する合意の手続上の効力について判断した最高裁判例として本判決を理解する場合、いくつかの先例を見つけることができる。具体的には、訴え及び上訴の取下げ合意に関する判断を中心とした判例が蓄積されており、まずはそれらの判例群と対比することで本判決の意味内容をよりよく理解することを試みたい。

大審院では、大判大正一二年三月一〇日民集二卷九一頁が、上告取下げ合意がされた事案について、「訴訟上ノ契約ハ民事訴訟法ノ規定ニ依リ之ヲ為スニ非レハ其ノ効力ヲ

生セサル」として訴訟上の契約の効力を一律に否定し、問題とされた上告取下げ合意についても、民事訴訟法の規定は存せず、むしろ取下げの規定が別途設けられているのであって、上告の取下げを強制することはできないと判示している。⁽⁵⁾ その実質を支える根拠は必ずしも明らかではないが、公権の処分を私法上の契約の目的とすることはできず、私法上も無効になると理解されていたのではないかと思われる。⁽⁶⁾

これに対し、最高裁では、同じく訴訟開始後の合意について、最判昭和四四年一〇月一七日民集二三卷一〇号一八二五頁（訴え取下げ合意）が、裁判外で「訴の取下に関する合意が成立した場合においては、右訴の原告は権利保護の利益を喪失したものとみうるから、右訴を却下すべき」であるとし、次いで、最決平成二三年三月九日民集六五卷二七二頁（抗告取下げ合意）が、「抗告後に、抗告事件を終了させることを合意内容に含む裁判外の和解が成立した場合には、当該抗告は、抗告の利益を欠くに至る」として、手続の利用を排除する合意の（少なくとも私法上の）有効性を前提とした理解に転換されている。とりわけ、権利保護の利益又は抗告の利益がないことを理由とする不適法却下を相当とする判断が示された点に鑑みると、当該

合意によって直ちに訴訟上の効果が導かれるのではなく、私法上の合意が間接的に訴訟の帰趨に影響を与えるとの理解が採られていると見ることができる。⁽⁷⁾

執行段階のものになると、最決平成一八年九月一日民集六〇巻七号二六二二頁（不執行の合意）⁽⁸⁾ は、請求債権に係る強制執行を行う権利の放棄又は不執行の合意について、「請求権の内容を強制執行手続で実現できる効力（いわゆる強制執行力）を排除又は制限する法律行為と解される」ため不当執行になる一方で、「実体法上、債権者に強制執行の申立てをしないという不作為義務を負わせるにとどまり、執行機関を直接拘束するものではなく、直ちに違法執行になるものではないから、強制執行の排除を求める場合には執行抗告又は執行異議の方法によることはできず、請求異議の訴えによるべきであると判示している。執行関係訴訟の構造に照らし、実体法上の機序に言及する点が特徴であり、⁽⁹⁾ 不起訴合意と合わせて統一的に把握する場合には、債権の効力のうち、訴求力又は執行力の排除を目的とする合意の問題として整理することが可能である。⁽¹⁰⁾ ただし、このような整理によっても、債権の内容を實現する方法・手続に関する合意である点に変わりはないから、その効果としてどのような訴訟上の帰結が導かれるかという問題は

必ずしも明らかになるものではない。

このような先例と本判決は、訴訟当事者の合意を基礎として手続の利用を排除する訴訟上の効果の導出が問われる課題を扱った点で共通している。そして、不起訴合意についても、特定の紛争に関わる権利保護の利益の放棄であると解釈し、その有効性を前提に、権利保護の利益を欠くものとして訴えを却下する例が一般的であったと思われる¹²⁾。しかしながら、不起訴合意に關していえば、裁判を受ける権利との関係で異なる前提に立つとの議論にも開かれていた点に特徴があり(後記三(2)も参照)、歴史に思いを馳せるならば、それにもかかわらず一律にその効力が否定されなかったことが持つ意義は大きく、ある意味では待望の最高裁判例であったと見ることもできるだろう。

(2) 不起訴合意の許否に関する裁判例の動向

一で前述したとおり、これまで不起訴合意が成立しているとの認定の下で示された最高裁判例は存在しなかった。他方で、下級審裁判例では、古くから不起訴合意があることの意味が問われ、受訴裁判所がその許容性について一定の判断を示すものが散見される。

不起訴合意の効力を一律に否定する裁判例には、次のよ

うなものがある。公権は当事者の合意により放棄し得ないから不起訴合意は訴訟法上の効力を有しないとした長崎控判昭和九年三月一二日新聞三六九七号一〇頁、不起訴合意は裁判を受ける権利を侵害し無効であるとした東京地判昭和四〇年五月七日判時四二二号三九頁である。

不起訴合意を許容する裁判例には、次のようなものがある。不起訴合意が存するからといって訴えを不適法として却下することはできないが、債権者に対してその債権を訴訟という国家権力の援助を借りた強行手段によって請求すべきでないとの義務を負担させる効力はあるとして請求を棄却した東京地判昭和一〇年十二月一日新聞四三五五号六頁(極めて例の少ない事案で、債権法の基本に触れる重要問題であると紹介されている)、紛争解決の最後の手段である民事訴訟制度の性質から、民事訴訟法に明文の規定がなくとも当事者間の紛争解決の合意を尊重し、その効力を否定すべきでないとして権利保護の利益を欠く(訴え却下)とした和歌山地新宮支判昭和二五年六月五日下午民集一卷六号八六二頁、不起訴の約定は特定の権利関係につき訴訟を提起しないという私法上の債務を負担したにすぎず(訴権を放棄したものと解すべきではなく)、それに反する訴えの提起は紛争の蒸し返しであって権利保護の利益を欠

くとした東京地判昭和三〇年六月一四日判時五八号三頁、その権利者の任意処分を許さない公益的性質のものでない限り合意は私法上の契約として不起訴の約定は有効であり、それに反して訴えが提起された場合には国家が公権力を發動して保護を与えるに及ばない（権利保護の利益を欠く）とした名古屋高判昭和三年二月二七日高民集一一卷五号

三三九頁、不起訴の約定は当該約定における権利関係について訴えを提起しないという私法上の債務を負担するものにすぎない（訴権まで放棄するものではない）が、これに反する訴えの提起は解決済みの紛争を蒸し返すものであるから権利保護の利益を欠くとした神戸地判昭和三五年一月八日下民集一一卷一二号二六二四頁、不起訴の特約は出訴禁止という私法上の債務を負担するものであって、訴権の放棄ではなく、公序良俗にも民事訴訟制度の目的にも反するものでないから、これに反する訴えの提起は権利保護の利益を欠くとした水戸地判昭和四八年一月三〇日判時七三六号六九頁、訴権そのものの放棄は許されないが私法上の債務に係る（不起訴）合意の締結は当事者の自由であり、不起訴合意がある場合には権利保護の利益を欠くとした名古屋地判昭和五八年七月二五日下午民集三四卷一〇四号三五五頁などである。不起訴合意を許容する裁判例が多く

なっており、前記昭和四四年最判以降に限れば、実務上、不起訴合意の効力を一律に否定する考え方は採られていない状況であつたと考えられる。

（3）学説における転換

必ずしも不起訴合意を対象に含めた議論ではないが、学説においても、当初は民事訴訟法に規定のない合意は無効であるという理解が一般的であつたように見受けられる。⁽¹⁴⁾

その理由については、①各人が自由に適宜の新訴訟手続を創設することはできないこと、⁽¹⁵⁾②民事訴訟法に規定のない合意は公序良俗に反しない限り私法上は有効だとして訴訟上の権能に関する私法上の契約を認めることになる⁽¹⁶⁾と奇異であること、③訴訟法上の権能の行使は任意ではあるが、一定の事実が発生したときにその権能を行使するか否かを決定することができるという意味にとどまると解されること⁽¹⁷⁾などが指摘されている。

このような判例・学説を転換させたのが、私法契約説の精緻化である。その嚆矢となった兼子一論文では、次のように論じられている。⁽¹⁸⁾民事訴訟法に定めのない当事者間の合意によって訴訟行為を代替することはできないことなどから、訴訟契約を認めることはできないが、訴訟上の行為

を私法上の契約によって義務づけることは可能であり、不起訴合意や訴え取下げ合意も一定の作為・不作為義務を生じさせる私法上の契約として有効である。

その後、私法契約説とは異なる訴訟法の観点を改めて理論に取り入れようとしたのが訴訟契約説であったといえる。訴訟契約とは、訴訟上の効果（手続形成的效果）を生ずることを目的とする当事者の合意を意味し、裁判所の面前でなされるか否かは重要な問題ではなく、訴訟法上の効果が副次的なものにすぎない場合や相手方の同意・承諾が要求される場合には訴訟契約と見るべきではないとされた。⁽¹⁹⁾ただし、その要件や意思表示の瑕疵の適用についてはむしろ私法上の規律に従うことが前提となっている。⁽²⁰⁾すなわち、当事者間の契約によって（あるいは意思に依じて）直ちに訴訟法上の効力を導くことができるのが訴訟契約の意義であるものの、必ずしも私法上の契約が有効に成立すること否定するものではなく、⁽²¹⁾いずれも実体権の処分可能性⁽²²⁾及び処分権主義⁽²³⁾に根拠が求められると理解されるため、この状況を捉えて、私法契約か訴訟契約かという法的性質論には実益がないという見方も強くなっている。⁽²⁴⁾

こうした見方から議論は低迷気味となっていたところ、近時、新たな議論枠組みの提示も試みられている。例えば、

訴権の帰趨に関わる訴訟上の合意は訴訟契約の中でも特殊性を有する（証拠契約などとは場面を異にする）との見通しの下、法律上保障されている紛争解決方法を排除する合意（排除合意）と法律上保障されていない新たな紛争解決方法を創設する合意（創設合意）を区別し、各合意について異なる考慮をする必要がある旨の議論が展開されている。⁽²⁵⁾私法契約か訴訟契約かという対立を回避する一つの道筋を示す見解だと見ることができるようになる。

こうして、学説も当初は前述した裁判例の動向とほぼ同じ展開を見せたものの、いわゆる私法契約説と訴訟契約説の理論的な差異が議論の基軸を形成している点が典型的な裁判例と異なるところである。近時は、ADRを含む紛争解決方法に関する合意一般を視野に入れて、手続の利用を排除する合意の要件統制に関する新たな議論が展開され始めている。

三 不起訴合意の有効性の審査

（一）裁判例の動向

手続の利用を排除する合意一般に妥当する以上の議論に比して本判決に特有なのは、不起訴合意の無効を帰結する公序良俗違反の要件該当性との関係で問題が顕在化した結

果、当事者間の合意の成立を認定したとしても、その有効性を必ずしも前提としない点にある。この点に関連する裁判例はあまり多くは見られない。

不起訴合意について公序良俗違反の有無を裁判所が審査し、否定した裁判例は、実質的な審査過程は示されていないものの、水難事故に係る裁判外の和解に伴う不起訴合意が公序良俗に反しないとした広島高判昭和四一年一〇月四日判タ一九六号一一九頁、宗教法人とその信者の間の不起訴合意に関する類例である東京地判平成二〇年一月一五日判タ一二八一号二二二頁、東京地判令和五年五月一〇日LEX/DB2559806（後記東京高判令和五年一月一五日の原審）、札幌地判令和六年三月七日判タ一五二九号一九五頁などである。これに対し、公序良俗違反を肯定した裁判例は、次のとおりである。交通事故に関する示談がされた事案について、原告の経済的窮迫や法的無知に乗じてされたものであって公序良俗違反（民法九〇条）として無効としている大阪地判昭和五三年一月三〇日判時九二九号九九頁（ただし、必ずしも不起訴合意という認定ではない）、先物取引の事案について、裁判外の和解と不可分一体にされた不起訴合意は原告の窮迫・無経験に乗じて不当の利を得るものであって公序良俗に反して無効とした静

岡地浜松支判昭和六一年一月二七日LEX/DB28900112²⁶ 宗教法人とその信者の間の不起訴合意に関する事案について、献金の返還に関する清算条項が他人の無経験に乗じて甚だしく不当な財産的処分をさせることを内容とするものであって公序良俗に反し無効であるとした東京高判令和二年一二月三日消費者法ニュース一三〇号一六五頁、不起訴合意を有効とした原審の判断を覆し、公序良俗違反により無効（民法九〇条）とした東京高判令和五年一月一五日判タ一五二二号六五頁などがある。²⁶ 同東京高判令和五年一月一五日では、比較的詳細な判断が示されており、その事案における不起訴合意が既存の紛争を何ら解決するものでなく、未来の紛争を予防するのみであって、一方的に原告の権利救済を否定する不合理なものであることなどから、不起訴合意の合理性・相当性を欠き、かつ著しく不利益な内容を定めるものであるとされている。

他方で、不起訴合意ではなく和解契約にすぎないとの認定を示した前記最判昭和五一年三月一八日以降の裁判例には、いかなる場合に不起訴合意を認定できるかという点に関心を寄せるものもある。²⁷ 連帯保証契約は成立しているが被告に絶対に迷惑を掛けない旨の不起訴合意の存在を認めることはできないとした東京地判平成一五年一〇月二八日

金判一八三号一九頁、東京地判平成二〇年一月一五日判
タ一二八一号二二三頁などがその例といえる。⁽²⁸⁾これらの裁
判例は、不起訴合意の射程ないし解釈の問題として事案を
認識していると考えることができらる。⁽²⁹⁾

裁判外であれ、和解契約が有効である場合、それによつ
て元の実体関係は清算されるため(民法六九六条参照)、
権利保護の利益が当然に消滅するという考え方もあり得る
ものの、そうではなく、不起訴合意の認定を別立てとする
上記裁判例の動向は、民事裁判手続の利用を排除するか否
かを当事者の意思に委ねるものといえ、次で述べる学説の
不起訴合意に対する警戒的な態度が一定の影響を与えてい
ると思われる。⁽³⁰⁾公序良俗違反に関する裁判例も合わせて考
えると、不起訴合意を許容し、和解契約による清算が存在
している事案でもなお、不起訴合意の有効性を固有に論じ
る余地があり、本判決を含む近時の裁判例ではそのような
問題が扱われていたといえることができる。

(2) 学説による警戒

学説においても、不起訴合意の有効性をどのように審査
するかという観点からの議論は活発とはいえない。⁽³¹⁾その背
景には、訴訟上の行為に関する訴訟法の規定が極めて少な

く、訴訟契約の要件統制は私法に委ねざるを得ない状況に
あることが影響しているように思われる。⁽³²⁾私法契約説を批
判的に検証し、民事訴訟法に規定のない合意の要件統制を
一つの目標としていた訴訟契約説を洗練させた形で提示さ
れる竹下守夫博士は、不起訴合意が代替的な救済手段を予
定しないまま司法的権利救済の道を排除することを問題視
するとともに、その許容性を一定の場合に限定すべきこと
を説かれる。⁽³³⁾この問題意識は、本判決や学説の一部にも受
け継がれているように見える。

第一に、新堂幸司教授は、「実体権自体を放棄すること
ができるものであるならば、その権利を裁判上行使するこ
とを断念することを相手方との間で約することも、必ずし
も公序良俗に反するとはいえない」との理解の下、不起訴
合意が有効かどうか、いかなる場合に訴えの利益を阻却す
べきかは、「合意の対象、合意の行われた状況、合意の趣
旨、合意の前提とした事情を慎重に考慮して決める必要が
ある。紛争を特定しないで一切起訴しないという合意は、
訴権一般の放棄であり、公序良俗に反して無効である」と
される。⁽³⁴⁾さらに、不起訴合意が事実上強者の支配に任され
るおそれがあることから、当事者意思の趣旨の慎重な確定
を求める。⁽³⁵⁾例えば、不起訴合意があったとしても、自主的

解決の努力が尽くされた、あるいは尽くされたとしても奏功しない事情がある場合には訴えの利益を肯定し、自主的解決が行き詰まった最終段階や前提事情が変更された場合になお訴えない趣旨が明確なものについては実体権を放棄する趣旨の合意とみて、請求を棄却することで権利の不存在を明らかにすべきであるとされる⁽³⁶⁾。

第二に、高橋宏志教授も、「広すぎる不提訴の合意は裁判を受ける権利を奪うので、特定された紛争のみを対象とすべきである。また、同様に裁判を受ける権利の保障からこの合意があったという認定は慎重になされなければならない」と論じている⁽³⁷⁾。

第三に、松本博之教授は、「当事者は裁判を受ける権利を放棄することができないという前提を採用しつつ、不起訴合意は一方当事者の窮迫な状況において行われることがあること、裁判所も比較的容易に有効な不起訴合意を認定する傾向にあることを看過しがたいと論難する⁽³⁸⁾。

こうした学説の理解によっても、不起訴合意の有効性は慎重に判断されるべきことになりそうである。ただし、その慎重さの具体的な意味内容は定かではなく、不起訴合意の認定または類型化に向けられたものであるようにも見受けられる。この慎重論については、次に見るように、本判

決が公序良俗違反⁽³⁹⁾を認定したことからさらに複雑な様相を呈している。

四 不起訴合意の要件

(1) 成立要件と有効要件の区別

二(2)で前述した不起訴合意の認定に関する判例と比較するならば、本判決は、不起訴合意の成立を認定した上で、その有効性を否定した判例だといえることができる⁽⁴⁰⁾。法律行為に関する議論でいえば、成立要件を肯定し、有効要件を否定したと解釈することができる⁽⁴¹⁾。法律行為については、法律行為が成立すれば直ちにその効力が発生するのが原則であるとされる⁽⁴²⁾。権利の発生原因は法律行為の成立で足り、法律行為に条件が付されている場合には、当事者の主張立証責任の問題と整理されるのである⁽⁴³⁾。これに擬えれば、手続の利用を排除する合意の成立によって原則は直ちにその(少なくとも私法上の)効力が発生するものの、不起訴合意については例外的に有効要件が慎重に審査されるため直ちに効力が発生するわけではなく、有効要件の認定は当事者の主張立証責任の問題として顕在化する⁽⁴⁴⁾。その意味で、二(1)で前述した同種の最高裁判例とは異なり、法律効果のレベルではなく、法律要件のレベルで一

定の解決が示された判例だと解される。

この理解は、成立要件と有効要件は可分である（区別することができ）という前提に立つものであり、必ずしもそうではないとの見方や別の類型を設定する方向も成り立ち得ることに留意が必要である。⁽⁴⁵⁾ 手続の利用を排除する合意の成立要件と有効要件を分けて思考することは有意義だと思われるが、判旨でその区別が提示されているわけではない。さらに、有効性を阻却する要因には様々なものがあり、公序良俗概念は時代による変化を受け容れる柔軟なものでもあるため、⁽⁴⁷⁾ この思考をする局面を限定する要素の析出が必要であらう。

（2）裁判を受ける権利と公序良俗違反の関係

しかし、有効要件に関わる公序良俗違反が認定された点から不起訴合意の要件の析出を試みようとも、不起訴合意と公序良俗違反の関係が判文から明らかとはいえず、裁判を受ける権利を制約する合意であるから慎重にその有効性を判断すべきとの判旨と公序良俗違反の不起訴合意であるから無効であるとの判旨の間には間隙があると見ざるを得ない。

この間隙を部分的に埋めていると思われるのは、先に述

べた山本和彦教授の見解である。⁽⁴⁸⁾ 当事者の本来の権利を奪う排除合意については相対的に強く制約が課される可能性があり（消費契約一〇条参照）、排除対象が（管轄利益ではなく）訴権それ自体である場合にはさらに制約が厳しくなるとした上で、実定法を手がかりに一定の手続的規律を要求する解釈を展開する。具体的には、裁判を受ける権利を全面的に排除しながら代替策を提供しない不起訴合意の有効性を認めるには最低でも仲裁合意と同列の規制を要求すべきであり、当事者間に力の格差がある場合には、消費者に一方的解除権を認める仲裁法附則三条や将来の紛争を対象とした労働仲裁合意を無効とする仲裁法附則四条の適用の余地が認められるとする。公序良俗違反の有無を問う見解ではないものの、本判決が示した不起訴合意の要件を解釈する上で参考になるものであり、合意の有効性を認める場合には一方的解除権を認める手段があり得るところ、本判決はそうした一方当事者の意思ないし選択に委ねるのではなく（あるいはそれが適切ではなく）、⁽⁴⁹⁾ 公序良俗違反による無効という形で合意の有効性を否定したと考えることができそうである。

(3) 裁判所による合意過程の審査と公序の関係

このことを前提に、本判決によって示された裁判所による不起訴合意の有効性審査の構造を改めて確認しておく。まず、総合考慮型で公序良俗違反の有無が審査されているすなわち、①当事者の属性及び相互の関係、②不起訴合意の経緯、趣旨及び目的、③不起訴合意の対象となる権利又は法律関係の性質、④当事者が被る不利益の程度（その他諸般の事情）を総合的に考慮するとの一定の汎用性ある判断枠組みが採用されている。

そして、①については、亡Aが当時八六歳という高齢の単身者であつてその約半年後にはアルツハイマー型認知症により成年後見相当と診断されたこと、亡AはYの教理を学び始めてから上記の締結までの約一〇年間、その教理に従い、一億円を超える多額の献金を行い、多数回にわたり渡韓して先祖を解怨する儀式等に参加するなどYの心理的な影響の下にあつたことの二点から、亡AはYからの提案の利害得失を踏まえてその当否を冷静に判断することが困難な状態にあつたというべきだとする。②については、Yの信者らは亡Aが上告人に献金の事実を明かしたことを知った後に本件念書の文案を作成し、公証人役場におけるその認証の手続にも同行し、その後、亡Aの意思を確認する

様子をビデオ撮影するなどしており、本件不起訴合意は、終始、Yの信者らの主導の下に締結されたものであると指摘する。③に係る本件不起訴合意の内容については、亡Aがした一億円を超える多額の献金について、何らの見返りもなく無条件に不法行為に基づく損害賠償請求等に係る訴えを一切提起しないというもので、本件勧誘行為による損害の回復の手段を封ずる結果を招くものであり、④上記献金額に照らせば亡Aが被る不利益の程度は大きいとされている。

以上の論旨は、どのような意味で公序良俗違反であつたのかを必ずしも明らかにするものではなく、結局のところ、契約当事者が不起訴合意を「締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して」その者に「一方的に大きな不利益を与える」場合を公序良俗違反とする法適用に向けたものであるように見て取れる。この論旨がいわゆる暴利行為論の亜種を示唆していると解するならば、消費者法的な公序良俗が問題とされたと読むことができるだろう。⁽⁵²⁾ 本判決をこのように理解した場合、前記山本和彦説のほか、「当事者の一方が、その優越的地位に基づいて不利な条項を他方当事者に対して押し付ける危険があることから、消費者保護や労働者保護の観点からの要

件規制を考える必要がある⁽⁵³⁾という問題提起を展開させた判例だと考えることができる。

他方で、そのような読みと、司法的・国家的な規律である裁判を受ける権利は無縁ではないかとの疑問も残る⁽⁵⁴⁾。民法九〇条の公序には司法秩序が含まれ、例えば有資格に限っている司法上の職務を無資格者が行った場合には公序良俗規範が適用されると解されていることからすると、司法秩序の一種として位置付ける方向性もあり得るように思われる。他方で、「暴利行為が不当と評価される理由が、契約締結過程における相手方の行為態様の悪性等、その契約に固有の事情に(も)あることを考えると、その根拠を「国家社会の一般的利益」としての公序ではなく、「社会の一般的道德概念」としての良俗に求めることは、九〇条の枠内での基礎づけとして自然であろう⁽⁵⁶⁾」との分析も見られ、本判決が総合考慮型で事案に応じた解決を志向している点に照らすと、司法秩序と位置付けることは、その要件統制のあり方を(最高裁ではなく)大審院の理解に接近させる指向性を持ちそうである⁽⁵⁷⁾。

どちらかというと、不起訴合意の有効性の慎重な判断論は、公序良俗の審査を発動すべき局面かどうかに関わるものであり、公序良俗違反かどうかという審査それ自体に関

するものではないように思われる。本判決との関係でいえば、第一審及び原審で公証人の介在が考慮されていたのに対し、最高裁では裁判所による直接の審査がされた点に照らすと、(第三者たる公証人ではなく)裁判所による当事者の合意過程の審査を(特段の事情がなくとも)要請する規範として機能していることが窺われる。裁判における裁判所の動きに影響を与える(訴訟手続を加味する)という意味では、純粹の実体法以外の考慮を入れていられる⁽⁵⁹⁾。もともと、裁判所が何らかの形で動くことが要請されているとしても、どのような意味での動きなのかはやはり定かではない。当事者の主張立証の問題に尽きるものなのか、何らかの職権発動(公序良俗違反を基礎付ける事実ないし主張の認定)を意味しているのか、様々な読み方が可能である。

さらにいえば、本件の問題構造は、「将来において生ずる消費者契約に関する紛争」に係る民訴法三条の七(国際裁判管轄合意)第五項とも類似しており、事柄の実質としては、同項で念頭に置かれているような公序を不起訴合意の局面においても考慮していると考え余地もある。裁判を受ける権利(裁判所による合意過程の審査)と公序良俗違反(問題となる公序良俗の内容)の関係に関する本判決

を手懸りとした検討には限界があり、本判決を離れた検討が必要であるように思われる。

(4) 本件勧誘行為の不法行為法上の評価について

判示事項一と二の類似性から、いずれの判示事項についても実体法のレベルで可及的に説明することも不可能ではなく、その場合には献金勧誘行為による合意締結過程ないし判断主体への影響の有無が一つの手懸りになる。⁽⁶⁰⁾ただし、判示事項一と判示事項二ではあてはめにあたって考慮されている事情が微妙に異なっており、典型的には法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律が判示事項一では挙示されていない点⁽⁶²⁾が判示事項の独立性を外形から支えているように読める。考慮事情の差異について、暴利行為論は表意者を保護するための法理であつて表意者以外の利益は考慮しづらい一方で、不法行為では直接の被害者である表意者の権利保護の中に近親者の保護を含ませることができるとの分析も見られる。⁽⁶³⁾

他方で、訴訟法においても、慎重な契約締結過程の実現を要請してきた議論がある。いわゆる和解手続論である。⁽⁶⁴⁾

訴訟法では、裁判所の仲介による（間接的な）強制の契機に警戒を示し、手続的規律を用意することで当事者の意思

表示の真正を担保することが特に和解手続において要請されてきた。本判決では、裁判所による強制の契機は皆無である反面、契約の他方当事者や第三者からの献金勧誘行為を通じて強制的契機が認められる事案であつたと考えられる。公序良俗違反の認定で考慮されていた①・②の要素は、和解に際しての強制的契機の審査と重複しており、このような考慮は献金勧誘行為との関係で判示事項二にも現われていると見ることができると「亡Aがこれを締結するかどうかを合理的に判断することが困難な状態にあることを利用して亡Aに対して一方的に大きな不利益を与える」合意であつたとして当事者の意思表示の真正を担保しようとした点は、判示事項一及び二双方との関係で重要であろう。⁽⁶⁵⁾あるいは、献金勧誘行為が組織的になされていた点を捉えれば、判示事項一も含め、集団性に着目した分析をすることも可能である。⁽⁶⁶⁾詰まるところ、判示事項相互の重なりは、訴訟法による包括的な把握を助けるものでもあり、消費者法的な規律と訴訟法の親和性は高いといえる。

五 本判決の射程

本判決の射程を考える上で、不起訴合意の成立要件と有効要件を分析的に把握する視点が意味を持つように思わ

れる。本判決が前提とした(定義した)不起訴合意は、訴権一般の放棄を目的とするために裁判を受ける権利を保障する観点からその効力が無効になると解されるものではなく、特定の権利又は法律関係についての一時的又は永久的な不提訴を約する合意である。この一時的か永久的かの差は付款の有無にすぎないと整理し、不起訴合意の成立の認定は丁寧に行うことを条件に、基本的には有効要件の問題として手続のあり方を見つめ直していくことができるのではない⁶⁷⁾。このような分析視角は、手続の利用を排除する合意一般に妥当する可能性があり、本判決の与える間接的な影響は相当広いのではないかと考えられる⁶⁸⁾。

ただし、本件では不起訴合意の有効性が否定されたため、不起訴合意が有効だった場合における訴訟上の取扱い(例えば第一審及び原審が判示したように権利保護の利益を欠くとして訴えが却下されるか)については、何ら明らかにされていない。また、訴訟物に関する当事者の処分権が必ずしも観念されない訴訟(例えば身分関係の訴訟)について、本判決の射程が及ぶかも明らかでないなど、本判決の直接の影響は限定的である⁷⁰⁾。

*本研究は、JSPS 科研費 25K16536 の助成を受けたもの

である。

(1) 本評釈は、先行評釈である八木敬二「判批」法教五三四号(二〇二五年)四〇頁以下と基本骨子を共有しつつも、時間と紙幅の関係で省略した記述と文献を補充し、その後に公表された判解・評釈も踏まえて加筆・修正を加えたものである。

(2) 高橋宏志「重点講義 民事訴訟法 下」[第2版補訂版](有斐閣、二〇一四年)二八八頁などで見られる「不提訴の合意」という表現の方がその性質を適切に捉えているようにも思われるものの、本判例の意義の析出に直接関わるものではないため、ここでは擱く。

(3) 不起訴合意か否かが争点となり、不起訴合意ではなく和解契約にすぎないとの判断を示して不起訴合意の要件を周縁的に規定したと解される最高裁判例として、最判昭和五一年三月一八日判時八・一三三三頁がある。同最判については、工藤敏隆「判批」法教五三〇号(二〇二四年)一〇〇頁が指摘するように、合意に至る経過を考慮して不起訴合意の成立を否定した判例と分析できる。

(4) 竹下守夫「訴訟契約の研究(一)——その総論的考察」法学協会雑誌八〇巻一号(一九六三年)二頁などでは、当事者行為の法的効果と構成要件の統制を区別するとともに、訴訟契約に関する包括的な研究が試みられている。

- (5) そのほか、例えば、訴え取下げ合意を含む裁判上の和解の効力が争われ、その無効の主張方法について判断した大判大正一四年四月二四日民集四卷一九五頁が関連裁判例といえる。内容の詳細については、加藤正治「判批」法協四三卷一号（一九二五年）二〇二八頁以下参照。
- (6) 加藤・前掲注(5)二〇三四頁以下、後掲注(15)に引用した文献なども参照。
- (7) こうした判文に見られる手掛かりの都合上、訴訟上の効果を中心とした議論が展開されてきているようにも見受けられる。昭和四四年最判については、千種秀夫「判解」最判解民事篇昭和四四年度（下）（一九七二年）七九三頁以下、棚橋洋平「判批」民事訴訟法判例百選〔第6版〕（別冊ジュリスト二六五号）（二〇二三年）一八二—一八三頁、平成二三年最決については、田中秀幸「判解」最判解民事篇平成二三年度（上）（二〇一四年）一一二頁以下、垣内秀介「判批」リマークス四四号（二〇一三年）一二六頁以下などを参照。
- (8) さらに、不執行の合意が判決手続段階で問題とされた場合について、最判平成五年一月一日民集四七卷九号五二五頁。
- (9) その詳細については、高橋讓「判解」最判解民事篇平成一八年度（下）（二〇〇九年）九八五頁以下、上原敏夫「不執行の合意」法教三三七号（二〇〇八年）八四頁以下、上田竹志「判批」民事執行法判例百選〔第3版〕（別冊ジュリスト二四七号）（二〇二〇年）四—五頁など。
- (10) 中田裕康「債権総論」〔第5版〕（岩波書店、二〇二五年）八一—九〇頁、潮見佳男「債権総論」〔第5版補訂〕（信山社、二〇二〇年）九一—九四頁など参照。
- (11) 磯村保編『新注釈民法（8）債権（1）』（有斐閣、二〇二二年）三九—四一頁「吉政知広」。
- (12) 秋山幹夫ほか『コンメンタール民事訴訟法Ⅲ（第2版）』（日本評論社、二〇一八年）一二頁も参照。私法契約説の観点から判例を通覧する近時の論考として、川嶋隆憲「不起訴合意と訴え取下げ合意」判例時報社デジタルライブラリー・重要判例を実務に活かせるⅡ判例再考（二〇二四年）一頁以下が有益である。
- (13) この傾向は、折しも、後掲注(18)の兼子一論文が公開された（昭和一〇年二月一日）後の裁判例に見られる。
- (14) ただし、末弘厳太郎「判批」（大判大正一二年三月一〇日民集二卷九一頁）「法協四二卷四号（一九二四年）七〇二—七〇五頁は、私法上の効力を否定する理由はないとしている。
- (15) 細野長良『民事訴訟法要義 第三卷「訂正三版」』（巖松堂書店、一九三二年）一四一頁、中島弘道『日本民事訴訟法 第一編』（松華堂書店、一九三四年）五二四頁。
- (16) ②・③につき、細野・前掲注(15)一四一—一四二頁。

- (17) 詳細につき、竹下守夫「訴取下契約」立教法学二号(一九六二年) 五四―五五頁。
- (18) 以下の内容につき、兼子一「訴訟に関する合意について」同『民事法研究(1)』(酒井書店、一九五〇年) 二七九頁以下「初出一九三五年」。
- (19) 三ヶ月章『民事訴訟法(法律学全集35)』(有斐閣、一九五九年) 二八五頁。
- (20) 三ヶ月・前掲注(19)二八七頁。
- (21) 伊藤眞『民事訴訟法「第9版」』(有斐閣、二〇二六年) 三八二頁は、訴訟上の合意の内容に応じて私法上の契約と訴訟上の契約が併存することを認めて分析的な把握を試みる。
- (22) 齋藤秀夫ほか編著『注解民事訴訟法(6)「第2版」』(第一法規出版、一九九三年) 一〇九頁「齋藤秀夫」加茂紀久男」など。
- (23) 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法 第3巻』(有斐閣、二〇二二年) 七八頁「越山和広」など。
- (24) 私法契約説について、訴訟契約説と共通の地盤に立ちながら、主として訴訟契約とした場合の適法性について疑問を抱き、直接的には私法上の効果しか生じないとするにとどめているとの竹下・前掲注(17)五一―五二頁の評価も参照。
- (25) 山本和彦「仲裁合意、管轄合意及び不起訴合意について」JCAジャーナル六七巻二号(二〇二〇年) 三頁以下。その訴訟上の効果に関しては、山本和彦『最新重要判例250 民事訴訟法』(弘文堂、二〇二二年) 二〇二頁も参照。
- (26) 裁判例の分析として、岡田幸宏「判批」リマークス七一号(二〇二五年) 一〇八―一〇九頁も参照。
- (27) 学説では、例えば、高橋・前掲注(2)三〇三頁注89は、訴え取下げ合意に当該請求につき不提訴の合意の趣旨を含むことが多いとの見方は広すぎると論難し、再訴可能な訴え取下げ合意があってもおかしくないとしている。
- (28) そのほか、不起訴合意の認定に関する裁判例について、高田ほか編・前掲注(23)八一―八二頁「越山」も参照。
- (29) 山城一真「判批」ジュリ一六〇六号(二〇二五年) 八二頁は、交通事故の示談に関するいわゆる別損害説(最判昭和四三年三月一五日民集二二巻三号五八七頁参照)に本件の暴利行為類似の考慮との共通性を見出す。下級審裁判例も含めた合意の種別につき、宮下修一「判批」民事判例研究会編『民事判例研究12024年上期(別冊NBL一九九一号)』(二〇二五年) 九―一二頁。
- (30) 同種の議論につき、垣内・前掲注(7)一二九頁参照。
- (31) 不起訴合意の要件の析出を試みる初期の論考として、竹下守夫「不起訴の合意と訴取下契約」三ヶ月章『青山善充編『民事訴訟法の争点』(有斐閣、一九七九年) 一五七―一五八頁。

- (32) 青山善充「訴訟法における契約」芦部信喜ほか編『岩波講座基本法学(4) 契約』(岩波書店、一九八三年) 二六二頁参照。
- (33) 兼子一原著『条解民事訴訟法(第2版)』(弘文堂、二〇一年) 七三六頁「竹下守夫」。
- (34) 新堂幸司『新民事訴訟法(第6版)』(弘文堂、二〇一九年) 二五九—二六〇頁。
- (35) 新堂・前掲注(34)二六〇頁。
- (36) 新堂・前掲注(34)二六〇頁。梅本吉彦『民事訴訟法(第4版)』(信山社、二〇〇九年) 三二七頁も、具体的な事案との関係で審査される不起訴合意の有効性について、「合意された趣旨および経緯、事案の性質、状況等を斟酌して、一方的に裁判を受ける権利(憲法三二条)を阻害されることのないように、慎重に判断することが必要である」として、法形式の外観が調っている場合でも背後にある実質的紛争に着目した対応が重要であると説かれ、交渉し協議を尽くすことにより解決を図るものが不起訴合意だとして、その有効性の判断のあり方を柔軟に捉えている。
- (37) 高橋・前掲注(2)二八八頁。
- (38) 松本博之『上野泰男『民事訴訟法(第8版)』(弘文堂、二〇一五年) 三一五頁以下。同三一七頁注119からすると、不起訴合意の要件が定められていれば別論の可能性は認められているように見受けられる。
- (39) 中野貞一郎「判批(東京地判昭和三〇年六月一四日下民集六卷六号一一一五頁)」判評三号(一九五五年)一九九頁・特許判例百選(別冊ジュリスト八号)(一九六六年)一九九頁では、初期の裁判例を踏まえ、当事者の地位の強弱、合意の動機、態様からみて、公序良俗違反として無効とされる余地があるとされる。
- (40) この点を意識した論述を展開するものとして、安達栄司「判批」法の支配二七号(二〇二五年)一三五頁、能登謙太郎「判解」法曹時報七七卷七号(二〇二五年)一四二頁(特に一九六一頁注23)。不起訴合意一般につき、竹下・前掲注(31)一五七—一五八頁。
- (41) 成立要件と有効要件に関する分析として、山城一真「契約法を考える」(日本評論社、二〇二四年)二五—三〇頁。
- (42) 司法研修所編『増補 民事訴訟における要件事実第一巻』(法曹会、一九八六年)一一一頁、大村敦志「基本民法Ⅰ総則・物権総論(第3版)』(有斐閣、二〇〇七年)一九頁。その根拠につき、山城・前掲注(41)二八—二九頁。
- (43) 司法研修所編・前掲注(42)一一—一二頁。議論の分析として、中野貞己「条件および期限について」大塚直ほか編『要件事実論と民法学との対話』(商事法務、二〇〇五年)一六八頁以下。
- (44) したがって、不訴求の特約によって債務自体が効力の

弱化した債務（自然債務）に変質するというよりは、通常の債務に不請求の特約が付加されたにすぎないと理解することになるのか（中田・前掲注（10）八六頁参照）。

（45） 於保不二雄「有効要件についての一考察」同『財産管理権論序説』（有信堂、一九五四年）三三九頁、加藤新太郎「条件と期限に関する要件事実」月報司法書士三三八号（二〇〇四年）五〇頁、村田涉「法律実務家養成教育としての要件事実の考え方について」ジュリ一二八八号（二〇〇五年）六一頁など。

（46） 沖野・前掲注（43）一七三—一七六頁、山城・前掲注（41）二九—三〇頁。有効要件を成立要件に包摂するものとして、高田ほか編・前掲注（23）八〇頁（越山）、法律行為の効果の点から解釈を試みるものとして、石田穰『民法総則』（信山社、二〇一四年）五一—五三頁以下。

（47） 四宮和夫＝能見善久『民法総論「第9版」』（弘文堂、二〇一八年）三〇七頁、河上正二『民法総則講義』（日本評論社、二〇〇七年）三〇五—三〇六頁、山城・前掲注（41）二八—二九頁など。

（48） 山本・前掲注（25）三頁以下。実定法を手懸りに一定の手続を求める解釈を導出する点で、兼子原著・前掲注（33）七三六頁「竹下」をより精緻化した見解と捉えることもできる。既に、山本和彦「民事訴訟における裁判所の行為統制——「要因規範」による手続裁量の規制に向けて」同『民

事訴訟法の現代的課題——民事手続法研究Ⅰ』（有斐閣、二〇一六年）二一三頁注9「初出二〇〇一年」では、審理契約と訴訟契約+裁判所による公序チェックのスキームは実質的に等価である（役割分担の問題にすぎない）ことが指摘されている。

（49） 控訴審では錯誤無効の主張もされていた。判示事項二に閱してであるが、違法な献金勧誘行為により献金をさせられた被害者の救済策として、契約ないし法律行為の効力を否定して出捐を取り戻す方法ではなく、不法行為に基づく損害賠償請求による方法が活用されていることにつき、能登・前掲注（40）一九四七頁以下。

（50） 亡Aに意思表示の瑕疵・欠缺はないというのが本判決の理解であると思われる一方で、小田司「判批」速判解 vol.35（二〇一四年）一四六頁は、この診断が不起訴合意の締結から約半年後である点を捉え、亡Aの意思能力の欠缺を理由に本件不起訴合意が無効とされるか否かについても検討すべきであったと指摘する。

（51） 暴利行為論の概観として、大村敦志「消費者法」第4版』（有斐閣、二〇一一年）一〇九—一一九頁、山本敬三『民法講義Ⅰ総則「第4版」』（有斐閣、二〇二六年）三〇七—三一九頁など。近時の動向として、後藤卷則「公序良俗規定の意義と機能」安永正昭ほか監修『債権法改正と民法学Ⅰ 総論・総則』（商事法務、二〇一八年）三—三頁、

- 同「消費者取引と暴利行為」早稲田大学法学会編『早稲田大学法学会百周年記念論文集(二) 民事法編』(成文堂、二〇二二年)二七頁以下など。
- (52) 宗教を巡る消費者トラブルの現状につき、河上正二「判批」民商一六一巻一号(二〇二五年)五〇頁以下、同「靈感商法・霊視商法の被害への対応について」消費者法研究一三〇号(二〇二二年)一頁以下。本件に関する裁判例の分析として、福田智子「判批」法律のひろば七八巻三〇号(二〇二五年)七五頁以下も参照。
- (53) 高田ほか編・前掲注(23)七九頁「越山」。約款による不起訴合意に関して、消費者との関係で社会的・経済的に優越した地位を利用した暴利行為の余地を認めるものとして、夙に竹下・前掲注(31)一五八頁がある。
- (54) この問題について、岡成玄太「判批」重判令和6年度(ジュリ臨増一六一〇号)(二〇二五年)九九頁。
- (55) 川島武宜＝平井宜雄編『新版注釈民法3 総則3』(有斐閣、二〇〇三年)一三八頁「森田修」。
- (56) 山城・前掲注(41)一一〇―一一頁。
- (57) 能登・前掲注(40)一九四六頁からすると、公序は、請求権の類型(本件でいえば不法行為によって生じた損害賠償請求権であること)を考慮する審査過程において合意の有効性を否定する一要素としても機能している可能性がある。
- (58) 同様の理解として、カライスコス・アントニオス「判批」速判解 vol.35 (二〇二四年)七一頁。
- (59) 証明責任に関するものであるが、高橋・前掲注(2)五四―五四三頁の分析を参照。
- (60) 西内康人「判例 Direct (民法)」有斐閣 Online ロージヤナル (二〇二四年) (YOLJ-L2407008) 『1012 以下、山城・前掲注(29)八五頁以下も参照。安達・前掲注(40)一四〇頁は、判示事項二の判断が先行して判示事項一が判断されていると評価する。
- (61) 西内・前掲注(60)『104 以下、山城・前掲注(29)八六頁以下。加藤新太郎「判批」NBL 一二八七号(二〇二五年)一一九―一二〇頁も参照。
- (62) 献金勧誘行為の自由との緊張関係や宗教法人の責務については、田近肇「判批」速判解 vol.35 (二〇二四年)三二頁、原田昌和「判批」現代消費者法六六号(二〇二五年)一〇〇頁以下、牧佐智代「判批」重判令和6年度(ジュリ臨増一六一〇号)(二〇二五年)五九頁。宗教団体による勧誘行為や信者による寄附行為それ自体の持つ多様な意味を裁判で追究していく作業がなされるのであれば、宗教上の価値に立ち入る判断として審判権の限界の問題が生じ得ると解されるものの、本判決はそのような問題を扱うものではない。能登・前掲注(40)一九六一頁注24も参照。
- なお、判示事項一の社会的な意義については、古谷貴之

「判批」法教五三〇号(二〇二四年)一〇八頁。

(63) 西内・前掲注(60)『1017』以下。

(64) 山本和彦「決定内容における合意の問題」同『民事訴訟法の現代的課題—民事手続法研究Ⅰ』(有斐閣、二〇一六年)三二六—三二七頁「初出一九九七年」。議論の概観として、垣内秀介「和解手続論—新堂幸司監修『実務民事訴訟講座』第3期」第3巻(日本評論社、二〇一三年)一七五頁以下。

(65) 山城・前掲注(29)八二頁も参照。

(66) 集団性に着目した分析として、梅本・前掲注(36)三二六頁。倒産手続開始申立権の放棄との関係で一定の公益(共同利益)を理由とする訴権放棄が否定される余地があることにつき、山本和彦「証券化のスキームにおけるSPVの倒産手続防止措置」同『倒産法制の現代的課題—民事手続法研究Ⅱ』(有斐閣、二〇一四年)三三一頁以下「初出二〇〇八年」。

(67) 高田ほか編・前掲注(23)七七頁(越山)も参照。本判決の示した不起訴合意の定義が簡素なことも、このような解釈を支えるものとなっている。

(68) 考慮要素の参考として、佐藤達文『小林康彦編著「一問一答・平成二三年民事訴訟法等改正」(商事法務、二〇二二年)一四三—一四八頁、笠井正俊『越山和広編「新・コメンタール民事訴訟法」(第2版)」(日本評論社、二〇

一三年)五六—五七頁(越山和広)。

(69) 換言すれば、訴え取下げ合意を中心とした従来の議論状況に照らすと、有効な不起訴合意の訴訟上の取扱いが判明しないと私法契約が訴訟契約かを判別することはできず、そのような判別作業が実務に与える影響も小さいため、本文中で説明した要件統制に関する判例の進展を見出したとしてもなお、訴訟上の効果に関する学説の議論の深化が要請されるといえようか。本評釈で検討することはできないが、本判決を契機として不起訴合意の訴訟上の取扱いについて詳細に検討を加える論考として、伊藤眞「不起訴の合意再考・民間調停の合意との関係—最判令和六年七月一日に接して」法曹時報七七卷三号(二〇二五年)八六五頁以下を参照。

(70) 伊藤・前掲注(21)一八九頁(特に注20)も参照。ただし、婚姻当事者の一方と第三者との間でされた婚姻無効確認の訴えの不起訴合意について、(現行人事訴訟法の前身である人事訴訟手続法の)いわゆる片面的職権探知主義によれば(婚姻当事者による)請求の放棄が許されると解されることを理由にその有効性を認めたものとして、仙台高判平成五年七月二九日判時一五一四号九〇頁がある。